

2. 事業の目的と概要 This project aims to improve access to child protection mechanisms and education services, creating the enabling environment for children in three townships in Kayin State in Myanmar: Hlaingbwe, Miyawaddy, and Kyainseigkyi, which have been affected by a prolonged conflict.	
(1) 上位目標	包括的停戦合意が結ばれたカレン州において、最も弱い立場に置かれた子どもたちが適切な保護と教育サービスにアクセスできるようになる。
(2) 事業の必要性(背景)	(ア) ミャンマーの紛争の影響を受けた地域における子どもの保護と教育のニーズ ミャンマー連邦共和国では、2016 年 3 月に国民民主連盟(National League for Democracy: NLD)による民主的政権が発足し、同 10 月には米国が経済制裁を解除、海外からの投資の増加と経済成長が進んでいる。しかし、長年紛争の影響を受けた遠隔地や少数民族が多く居住する地域では、長らく社会・経済的基盤の整備が手付かずになっており、福祉、教育、保健など基礎的な公的サービス提供体制も脆弱であるが、新政権発足後、これらの提供体制に大きな改善はみられていない。 2015 年 10 月、国内の少数民族 8 勢力と連邦政府間で停戦合意文書の署名がなされ、うち 3 つは、カレン州下に実効支配地域を有する少数民族武装勢力であった。その後、中央政府および州政府による社会インフラ整備支援がカレン州内の遠隔地にも漸次的に拡大されつつあるが、依然として政府の財政的・人的キャパシティは不十分であり、国連機関や国際 NGO 等による支援を必要とする状況が続いている。特に、支援機関のアクセスが制限される少数民族組織の実効支配下にある地域への支援は課題である。 現在、政府は子どもの社会福祉政策を規定する「子ども法」の改定準備や、大統領府によって推進される社会福祉政策による子どもの保護対策への包括的な仕組みの強化に着手し始めている。しかし、子どもへの暴力や搾取等の被害に対処できる専門家およびソーシャルワーカーの絶対数が不足していることに加え、既存の行政組織の対応能力や知識も現時点では不十分であることにより、ミャンマーの子どもの保護を含む社会福祉サービスの整備状況は周辺国に比べても遅れを取っている。このような現状に鑑み、社会福祉省は 2013 年よりユニセフによる支援の下、子どもに対する暴力の防止や対処を行うソーシャル・ケース・マネージャーの育成に着手し、カレン州の 3 つのタウンシップを含む、全国 27 のタウンシップに配置している。しかし、長期的な財源は確保されておらず、特に少数民族組織の実効支配下地域には未だ子どもの保護に関連した社会福祉サービスは提供されていない。 他方、教育については、近年、国家予算に占める教育の割合は拡大する傾向にあるが¹、紛争の影響を受けた地域では公的教育サービスが均一に存在しておらず、地域による格差が大きい²。 (イ) 「持続可能な開発目標(SDGs)」との整合性 本申請事業は、2015 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」のうち、目標 16 のターゲット 16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する。」及び目標 4 のターゲット 4.1「2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたら

¹ https://www.unicef.org/myanmar/Final_Budget_Allocations_and_Spending_in_Myanmar.pdf

² Ministry of National Planning and Economic Development, Ministry of Health, UNICEF (2011) Myanmar Multiple Indicator Cluster Survey (MICS) Report

す、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。」の達成に資するものである。

(ウ) 日本政府の援助方針との整合性

日本政府は、2012 年 4 月より、ミャンマーへの経済協力の方針として、少数民族や貧困層支援を含む国民の生活向上のための支援および、経済・社会を支える人材の能力向上や制度整備のための支援を重点分野として定めている³。

さらに、2016 年より、ミャンマーの子どもの保護の向上を目的として、ユニセフへの資金供与を通じて、上記のソーシャル・ケース・マネージャーの育成を支援している。

また、同 11 月にアウン・サン・スー・チー国家最高顧問が来日した際に開かれた二国間協議では、日本政府は、国民和解をミャンマー支援の最優先課題とする、としたうえで、少数民族地域への支援を重点的に行っていくことを表明した。また、都市と地方の均衡ある発展を重視する「日ミャンマー協力プログラム⁴」において、少数民族が多く居住する、地方への支援を行うことがうたわれている。

本申請事業は、上記の援助方針を受けて、当会のこれまでの活動経験を活かし、支援の届きにくい少数民族地域に暮らす、紛争の影響を受け貧困状態にある最も脆弱な状況に置かれた子どもたちを保護と教育の面から支援するものである。

(エ) カレン州における子どもの保護・教育の必要性

本事業では、カレン州 7 タウンシップのうち、ラインブエ、ミヤワディ、チャインセイチの 3 タウンシップにおいて、第 1 期で選定された事業対象村で引き続き活動を実施する。これらのタウンシップには子どもが深刻な状況に置かれた村落が集中している。

カレン州では、ミャンマー独立直後の 1949 年から内戦が続き、国軍、少数民族武装勢力双方の攻撃による被害や搾取が 70 年近くにもわたって常態化していた。人々は国内外へ避難するも、十分な生計手段や教育機会、外部からの情報から隔絶された状態に長く置かれていた。こうした状況は、コミュニティに物理的、精神的な負担を与え、多くの大人が慢性的なストレスを抱える事態を生んだ。このストレスがより脆弱な対象への暴力として表出することにより、子どもたちは身体的・精神的虐待、ネグレクト、搾取など、生存と発達を脅かす危機にさらされている。

また、このような紛争の影響を受けている地域では、出生登録を所持する子どもや若者の数が極端に少ない⁵。存在証明を持たない子どもたちが地域で安全に暮らしていくことは非常に困難であり、氏名や年齢、出生地や保護者が誰かを証明できない状態では、強制的な移住、それに伴う搾取的な労働、また、早婚や子どもの徴兵など、様々な子どもの保護の問題の被害に遭うリスクが高くなる。

一方、これらの地域における、子どもの保護および教育の支援を提供する機関として、ミャンマー政府による行政機関(社会福祉局、教育局)と、少数民族側の組織⁶が並列しており、現在は両者間による調整が徐々に展開されつつある。しかし、

³ 外務省 国別データブック ミャンマー <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000142134.pdf>

⁴ 外務省「日ミャンマー協力プログラム」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea1/mm/page3_001862.html , <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000200400.pdf>

⁵ 2016 年 12 月に当会がラインブエ、ミヤワディの事業対象 34 村で実施した調査より。0 歳から 18 歳未満の子どもを持つ各村 20 世帯、合計 1927 人の子どもを対象にして実施したサンプル調査では、ラインブエで 7.4%、ミヤワディが 13.3%の登録率であった。

⁶ 少数民族組織による保健・社会福祉の専門機関は Karen Department of Health and Welfare (KDHW)、教育サービス提供専門機関は Karen Education Department(KED)である。

	停戦合意以前に少数民族組織の実効支配下にあった地域では、社会福祉局や保健局などの公的な専門機関による介入は今でも限定的である。また、教育については、中央政府によるサービス提供が徐々に浸透しつつあるが、その状況は地域によって大きな格差がある。 事業対象地のなかでも、特にミヤワディ・タウンシップでは、行政によるサービスが行き届いておらず、代わりに、少数民族組織側の専門機関や団体が、保健や教育等の社会サービスを提供している状況だが、これらの団体間では業務の調整は十分になされていない。また、同タウンシップ社会福祉局には、社会福祉省所属のソーシャル・ケース・マネージャーが 2016 年より配置されたものの、少数民族組織側の影響力が強い当会事業対象村への介入は現在でも難しい状況である⁷。なお、ラインブエ、チャインセイチの両タウンシップにおいては、同様の人材自体が配置されていないのが現状である。 ラインブエは、政府による公的サービスが比較的行き届いているタウンシップであるものの、事業対象 16 村については、そのうち 4 村の学校に政府(タウンシップ教育局)からの教員が配置されている他は、公教育の整備はほとんど進んでいない状況が続いている。 チャインセイチでは、ミヤワディやラインブエと比較して、タイ側との交流が活発で、生業の選択肢が幅広いことに加え、政府(タウンシップ教育局)、もしくは少数民族組織の教育機関(Karen Education Department: KED)のいずれかにより学校が開かれている村が多い。しかし、より活発な経済活動にアクセスできる環境は、かえって子どもたちから教育の機会を奪うことも多く、子どもたちは多忙な親の仕事を手伝うために、通学・進学を断念させられてしまうケースが多い。また、本事業の対象村は、少数民族側の組織(KED)によって教育が提供されているが、小学校 3 学年までしかない。その後も教育を受け続けるためには、遠方の村落にある公的教育機関か、親元を離れてタイ側の学校に進学する必要が生じている。 さらに、2014 年以降の和平構築の動きや交通インフラ改善により、タイから多数のブローカーが流入し、目的や行先を告げずに子どもたちを連れ去る、また、タイとの国境地帯のトゥモロコシ・プランテーションで子どもたちを過酷な労働に従事させる、といった問題が頻発しているが、2016 年以降はトゥモロコシ価格の下落や、悪質なブローカーの増加により、子どもたちは以前にも増して過酷な状況に追い込まれている。 (オ) これまでの事業における成果と課題 当会は、2013 年 4 月から 2016 年 9 月まで、ジャパン・プラットフォーム(JPF)の「ミヤンマー少数民族帰還民支援」プログラムに参加し、カレン州のラインブエとミヤワディの 2 つのタウンシップにおいて「紛争の影響を受けた子どもたちのための子どもの保護事業」を合計 3 期実施した。2016 年 11 月から NGO 連携無償資金協力による「カレン州における子どもたちが安心して暮らせる環境づくりのための保護・教育支援事業(第 1 期)」を実施している。2017 年 4 月時点での成果および課題は以下の通りで
--	--

⁷ ソーシャル・ケース・マネージャーは当会事業地においてミヤワディ・タウンシップにのみ配置されているが、同タウンシップの事業対象村は少数民族側組織の影響力が強いため、子ども支援グループや住民から報告される子どもの保護に関わるケースの付託といった直接的な連携は、慎重に進めている。州レベルでは、同ケース・マネージャー直属の社会福祉局(DSW)と密に連携を取り、方針の摺合せを含めた情報共有を行っている。さらに、当会職員が同ケース・マネージャーを管理する州レベルの DSW 担当官(Deputy State Director)と月 1、2 回、子どもの保護の問題対応に関する課題、今後の展開についても共有している。

ある。なお、指標に基づいた成果は第 1 期の事業終了期に測るため、ここでは活動の実績と課題について述べる。

活動 1: 子どもの保護の問題に対する支援体制の強化(対応)

行政機関等の子どもの保護に関する能力強化を目指し、ラインブエでは、タウンシップ保健局が実施する人材育成プログラムとの協働の可能性を探ってきた結果、2017 年 3 月に、同局が定期的実施している 6 ヶ月間の補助助産師育成研修の中で、1 日間、子どもの権利と保護、出産後における出生登録手続き推進についての講習を実施した。今後も子どもの保護に関する研修が新規保健人材の研修プログラムの一環として定期的に組み込まれるよう調整を継続する(活動 1.1)。

ミヤワディでは、2017 年 1 月、少数民族側組織の保健・社会福祉専門機関 (Karen Department of Health and Welfare: KDHW) や KED など、事業対象地域で活動する保健あるいは教育関連組織のスタッフ 35 人に対して、子どもの権利と保護に関する研修を実施した。研修では、子どもの保護の問題の被害に遭った子どもに支援を提供できる機関のマッピング作業と、リファールプロセスについての情報提供をした。その後、3 月に同参加者たちによる調整会合を開催し、リファールの運用をどのように行うか協議した(活動 1.1、1.2)。

チャインセイチでは、新規事業村選定のためのアセスメントを実施し、同地域の子どもの保護と教育ニーズについての情報を収集し、子ども支援グループを形成した。なお、同グループのメンバーは、8 人から 12 人で構成されており、リーダー、副リーダー、財務係、問題への対応や子育ての啓発セッションを中心的に担うコア・メンバー 2 人などから構成される(村人が中心となり、子どもの特性や子ども支援に理解がある人、子育ての経験がある人、保健ボランティアの研修を受けたことがある人を優先的に選定している)。

ラインブエとミヤワディでは、既存の子ども支援グループが、各村で子どもの保護の問題への対応を開始し、ネグレクトや児童労働のケースが報告されている。(活動 1.4)

今後の課題: 政府と少数民族側組織の専門機関の連携の重要性について、ラインブエ、ミヤワディの関連機関職員の間では理解が深まってきていると考えられる。しかし、実際の直接的な調整や連携はほとんどなされておらず、支援の提供や適正なリファールの運用に向けた課題となっている。2 期では、調整会議を政府機関と少数民族側組織の間で開催し、双方のニーズや意見を確認しつつ、具体的な連携方法を見出していくこととする。

活動 2: 子どもの権利を尊重する子育てへの、保護者・養育者の行動変容の促進(予防)

ラインブエとミヤワディの事業対象村で、保護者・養育者の子育てにおける意識調査を実施した。そして、各村から 1 人ずつ子どもの保護や子育てに関する啓発活動を行うコア・トレーナー合計 34 人を選出し、3 日間の研修を 2017 年 4 月に行った(活動 2.1)。研修後、コア・トレーナーは、研修で得た子どもの権利と保護、子育てに関する啓発セッションを各村で開始する予定である(活動 2.2)。さらに、1 期中に第 2 回目の研修を実施する。

今後の課題: 啓発セッションに参加する保護者の間で、暴力のない子育ての大切さについては認識されつつある。今後は保護者・養育者の間で、子育てをする上で

	直面する課題や悩みを、実際にどのように解決するのかを議論することが重要である。対応策として、子育てにおける問題解決を支援するためにコア・トレーナーのファシリテーション・スキルの強化を図っていく。 活動 3: 学習機会の提供を通じた子どもの自己肯定感・自己効力感の向上(エンパワーメント) ラインブエとミヤワディの事業対象 34 村において、子どもたちに学習会で基礎科目(識字・算数)を教える教員を選出・雇用し、指導法の研修を行った。研修では、子どもの権利と保護についてのセッションも実施し、学習会が子どもたちの自己肯定感・自己効力感を促す場となるよう教員らの能力強化を行った(活動 3.3)。なお、学習会教員の研修に先駆けて、算数の教科書を改訂した。識字については、教科書と併せて使用できる文字カード等を追加で制作した(活動 3.2)。事業対象 34 村で、合計 623 人の子どもたちが学習会に登録し、2017 年 2 月後半より、教材等の準備が完了した村から順次、学習会を開始した(活動 3.4、3.5)。その子どもたちの中から 71 人をサンプルとして抽出の上、識字・算数の能力についてアセスメントを実施し、ベースラインの数値とした⁸(活動 3.1)。 今後の課題: 上記アセスメントの結果から、子どもたちの獲得点数に大きな開きがあることが判明した。満点に近い結果をおさめる子どもが少数ながら存在する一方で、全く回答できない子どもが多数存在しており、これらの子どもたちへの対応が課題となっている。こうした大多数の子どもたちの基礎的な学力の底上げのため、各事業対象村に駐在する当会の村落開発ファシリテーター(Community Development Facilitator: CDF)による教員へのサポートを強化していく必要がある。
(3)事業内容	本申請事業は、地域の子どもの福祉に関わる専門機関の能力向上と連携強化を図りつつ、子どもの保護活動と教育活動に取り組むことによって、両活動による相乗効果を生み出しながら、子どもが安心して暮らせる環境づくりを目指す。第 1 期に設定した 3 年間の活動計画に沿いつつ、1 期で見た課題も踏まえた第 2 期の具体的な活動は以下の通りである。なお、チャインセイチ・タウンシップは、2016 年 11 月に開始した本事業第 1 期において新たに事業対象とした地域のため、政府側と少数民族側組織に対して、それぞれ連携のための関係構築を行っている段階である。第 1 期では、主に実施体制の整備および「活動 1」を実施している。活動 2、活動 3 については第 2 期となる本申請事業より新たに開始する。 活動 1: 子どもの保護の問題に対する支援体制の強化(対処) <3 年間の活動> ソーシャル・ケース・マネージャーの能力不足や未配置など、事業対象地では公的サービスが十分に機能していない現状から、1)州政府、タウンシップ行政、少数民族側関連機関への能力強化支援と並行して、2)コミュニティレベルで子ども支援グループを中心とした子どもの保護の問題に対応できる体制を整備・強化する。さらに、本事業終了後も持続的に子どもの保護の取り組みが継続される環境を目指

⁸ ラインブエ、ミヤワディそれぞれから 4 村、計 8 村で実施。各村で、学習会の開催期間を通じて参加が見込まれる子ども 8-10 人に協力してもらい、識字・算数それぞれ 20 問ずつの問題を出題。結果は識字が平均 20.2%(ラインブエ 21.6%、ミヤワディ 18.8%)、算数の正答率が平均 23.0%(ラインブエ 15.8%、ミヤワディ 30.2%)。

	し、1)と 2)の二者間の連携を強化する。 1.1 関連行政機関等の子どもの保護に関する能力強化活動の実施。 1.2 リファール⁹の体制強化のための連携強化活動の実施。 1.3 事業村落での『子ども支援グループ』の形成、子どもの保護と権利に関する研修の実施。 1.4 子ども支援グループによる子どもの保護の問題への対処。 1.5 事業村落での『子ども会』の形成、子どもの保護と権利に関する研修の実施、子どもの保護の問題の通報の強化。 1.6 子ども支援グループおよび子ども会の活動レビュー(事業中間時および終了時)。 1.7 子ども支援グループ、行政や少数民族側の支援機関との協働によるリファールの持続的な運用。 <第 2 期の活動> 1.1 社会福祉局職員(2016 年より一部のタウンシップに配置されたケース・マネージャーを含む)、タウンシップ保健局・病院の保健医療従事者、そして少数民族側の関係機関(KDHW, KED 等)職員や関連市民組織職員に対し、各組織の規程の研修プログラムの一部として、当会スタッフによる「子どもの権利・保護に関する能力強化研修」を組み入れるよう調整する。 特に、新職員や、これまで対象となっていなかった機関(市民組織など)に対する研修を実施できるよう工夫する。 1.2 政府側(社会福祉局、保健局、医療従事者、教育局)、少数民族側組織(KDHW, KED)との調整会合において、子どもの保護の問題に対処できる既存の関連機関のマッピングとその更新作業、リファール(照会・付託)強化に向けた実務的な手続きの確認など、ワークショップ形式で実施するセッションを設ける。また、子どもの保護の問題に関するケース・マネジメントにかかるリファール体制の強化を目指し、政府側、少数民族組織側双方の実務者レベルでの情報共有を促すため、双方関係機関および市民組織の職員らが参加する合同調整会合を実施する。 ● ラインブエとミヤワディ: 政府側、少数民族側組織との調整会合を開催(各タウンシップ 1 回)したのち、双方が参加する合同調整会合を開催する(各タウンシップ)。 ● チャインセイチ: 少数民族側関係機関による調整会合の実施を継続し、政府側との連携の必要性や課題について協議する(2 回)。 1.3 1 期より活動を継続している子ども支援グループの能力開発について、リフレクサー研修を実施する。研修では、ケース・マネジメントに加え、子ども会との連携をより深めるために、子どもの参加についての内容を扱う。この活動の目的は、子ども会で特定された子どもの保護の問題の報告を、子ども支援グループがより適切に受理できる関係性の構築のためである。研修は、同内容について事前に研修を受けた当会職員が、子ども支援グループの代表者に対してタウンシップレベルで実施する(2 日間、各タウンシップ 1 回)。その後、研修を受けた代表者が、それぞれ所属する子ども支援グループのメンバー及び、
--	---

⁹ 社会福祉の用語で、照会、付託を意味する。相談者の問題、ニーズに対して、他機関の方がより適切に対応できると判断した場合、相談者にその旨を伝え、他機関を紹介することを指す。併せて、原則として相談者の承諾の上で、他機関にも相談者から連絡が入る旨を伝えること。

	子ども支援に積極的に携わる住民に対して同様の研修を行う。(1 日間、各事業対象村 1 回) 1.4 子ども支援グループが引き続き、子どもの保護の問題を特定し、個々のケースへの支援を提供する。子ども支援グループにより、子どもの徴兵や人身取引など深刻な問題が特定された場合は、当会の職員が専門機関へのリファールを支援する。子ども支援グループは、継続して月次会合を開催し、実務上の課題と活動の振り返りを実施する。 1.5 主に「活動 3」の学習会を修了した有志の子どもたち約 20 人程度により構成される子ども会のメンバーが、子ども支援グループのメンバーとも連携しながら、子どもの保護の問題の対処にあたる。 ● ラインブエとミヤワディ： 既存の子ども会に対して能力強化を行う。2 期では、子どもの参加について学ぶ村レベルでの研修を各村で 1 回実施する(2 日間)。子ども会は月次会合を引き続き実施し、子どもの保護の問題、通報の状況について協議する。なお、子ども会のメンバーは、必要に応じ、子ども支援グループの月次会合にも参加し、同グループとも連携する。 ● チャインセイチ： 第 2 期で「活動 3」の学習会を修了した有志の子どもたちを中心に、子ども会を形成する。 1.6 子ども支援グループおよび子ども会の活動レビュー会合をタウンシップレベルで実施する(各タウンシップで 1 回)。同会合では、両者が活動報告を行い、地域に存在する子どもの保護の問題および対応に際して生じる実務上の課題をとりまとめる。これらの話し合いの場では、社会福祉局など地域の関連機関からの参加やインプットを求めつつ、子ども支援グループと子ども会が取りまとめられた課題とその解決に向けたアクションプランを策定する。また、当会サポートの下、子ども支援グループ及び子ども会より社会福祉局等関係機関に対する要望を提言する。この場に社会福祉局職員の参加を得ることができるよう、働きかける。 <u>活動 2: 子どもの権利を尊重する子育てへの、保護者・養育者の行動変容の促進(予防)</u> ＜3 年間の活動＞ 紛争の影響により大人たちが受けた物理的・心理的ストレスが家庭内外で子どもたちに対する暴力として表出している現状を受け、保護者・養育者の行動変容を目指し、コミュニティレベルで啓発活動を実施できる人材の育成と、持続的に活用できる啓発ツールの開発を行う。 2.1 事業対象村の代表者(コア・トレーナー)に対する子育てに関する研修の実施。 2.2 上記の研修を受けたコア・トレーナーによる、子どもの権利や保護、子育てに関する啓発活動の実施。 2.3 コア・トレーナー及び保護者・養育者を対象にした子どもの保護および暴力に頼らない子育てに関する教材の改訂。 ＜第 2 期の活動＞ 2.1 暴力に頼らない子育てに関する研修を実施する。 ● ラインブエとミヤワディ： 1 期の課題を受け、コア・トレーナーのファシリテーション・スキルのさらなる向上を目的とした研修を実施する。(2 日間)
--	---

	● チャインセイチ：子どもの権利を尊重した子育ての実践を推進するコア・トレーナーを各村にて選定する。当会のスタッフがトレーナーとして、既存の教材を使用し、能力強化研修を行う。(5 日間) 2.2 子どもの権利や保護、子育てに関する啓発活動を実施する。 ● ラインブエとミヤワディ：1 期で形成した保護者会メンバーに対し、1 期で研修を受けた 34 人のコア・トレーナーが中心となって、各村で子どもの権利や子どもの保護の問題、暴力のない子育てに関する啓発セッションを開催する(2 ヶ月に 1 回)。今期では保護者同士の意見や悩み、情報共有の促進も図る。保護者会に参加できない世帯に対しては、引き続き、子ども支援グループメンバーが、当会の村落開発ファシリテーター(CDF)のサポートの下で世帯訪問を実施する。 ● チャインセイチ：コア・トレーナーが中心となって、村の区画ごとに保護者会を形成する。 2.3 ラインブエ、ミヤワディにおいて、既存の「子どもの権利を尊重する子育て」教材(DVD)の啓発セッションでの使用状況と、参加者からの反応についての聞き取り調査を行い、その結果に基づき、必要に応じて教材の改訂、または追加制作をする。専門的な知識と経験を有するコンサルタントの協力を得ながら、識字率の低い事業地の事情を考慮し、文字よりもビジュアルを重視した教材を作成する。 活動 3: 学習機会の提供を通じた子どもの自己肯定感・自己効力感の向上(エンパワメント) ＜3 年間の活動＞ 紛争の影響を受けたコミュニティで育った子どもたちに対して、「自分を大切だと思う」「村に住んでいて幸せだと思う」といった自己肯定感、自己効力感を高め、子どもたち自身の対処能力を高めることが必要である。この目的のために、学習会を開催し、基礎科目(識字・算数)の学習を通じて、子どもたちが「学ぶ喜び」を感じる機会を提供する。並行して、既存の教育機関への編入と入学を促し、事業対象地域の子どもたちが継続的に教育を受けられるよう支援する。本事業による成果は、本事業地間で共有するだけでなく、他の紛争の影響を受けた地域へも参考になるよう、州レベルの調整会合等や、ミャンマー教育コンソーシアム¹⁰を通して、州レベル・中央政府レベルへもグッド・プラクティスとして発信する。 3.1 事業対象村の子どもの識字、算数アセスメントの実施。 3.2 上記アセスメント結果に基づく識字と算数の教材開発。 3.3 事業対象村におけるプロジェクト雇用の教員の選出と指導法に関する研修およびリフレッシュ研修の実施。 3.4 学習会に参加する子どもたちの選定と学用品の供与。 3.5 各事業対象村での識字および算数の学習会の実施。プロジェクトのスタッフによる運営指導。 3.6 学習会に参加した子どもが少しでも多く、持続性を持って既存の教育機関に入学、編入するためのフォローアップ¹¹。
--	--

¹⁰ 2013 年に立ち上げられたミャンマーの主に少数民族地域の子どもの教育を促進するためのコンソーシアムである。参照 URL(<https://myanmareducationconsortium.org/>)

¹¹ 民主政権が発足した結果、今後タイに居住しているカレン難民の帰還が加速し、村落人口が増加するような状況になる可能性も排除できないため、学校環境等については継続的にデータ収集を行うこととする。

	3.7 上記小学校教員との連携、教員への子どもの保護および指導法に関する研修の実施。 3.8 学習会に参加する子どもの自己肯定感、効力感の測定。 ＜第 2 期の活動＞ 3.1 学習会に参加する子どもたちの一部をサンプルとして抽出し、1 期で設定した手法により、識字・算数能力のアセスメントを行い¹²、これらの基礎科目の理解度を把握する。 3.2 1 期に実施した子どもたちの識字・算数能力のアセスメント(ベースラインとエンドライン)結果の分析に基づき、各科目の教材について、必要に応じて改訂および補助教材の開発を行う。 ● ラインブエとミヤワディ: 1 期に実施した基礎科目のアセスメント(ベースライン)では、理解度の低い子どもが多く存在することが判明したことを受け、両科目において、1 期に使用した導入・基礎的な内容の教科書を継続して用いつつ、学習会教員の指導法が向上するように、当会の村落開発ファシリテーター(CDF)による日々のサポートを含めた側面支援を強化する ● チャインセイチ: ラインブエ・ミヤワディと同じ識字と算数の教材を用いる。 3.3 各事業村落から選出する 1～2 人のプロジェクト雇用の教員に対して、子どもの保護と権利に関する研修と、識字と算数の指導法に関するリフレッシュ研修を実施する。 ● ラインブエとミヤワディ: 子どもの保護と権利、および識字と算数の指導法に関するリフレッシュ研修を実施する。(各 1 回) ● チャインセイチ: 新規雇用の教員に対する研修を実施する。研修を終えた教員に教員セット(指導教材等)を提供し、KED 運営の学校施設内等で学習会を開始する。学習会開始3ヵ月後、教員へのヒアリングと当会スタッフのモニタリング結果をもとに、学習会の課題を抽出した後に、識字と算数の指導法に関するリフレッシュ研修を実施する。 3.4 各事業対象村で、学習会に新規に参加する子どもを募集する。対象となる子どもの年齢は 6 歳以上 18 歳未満とする。原則として希望者は全員参加できるものとするが、就学していない、あるいは定期的に通学できない子どもを優先する。学用品の購入が経済的に困窮している家庭にとって負担となり、子どもたちの学習会参加の妨げとならないよう、参加者には鉛筆やノートなど基本的な学用品を供与する。 3.5 各事業対象村で、乾期を中心に約 80 日間の学習会を実施する。学習会は、1 日 2 時間、週に 5 回開催する。なお、学習会に参加する子どもたちは、昼間に家業や家事の手伝いをしていることが多いため、夜間に開催する。加えて、10 代の子どもたちには、識字教育を受けながら、村落開発ファシリテーター(CDF)による支援のもと、子どもの権利や保護の重要性やライフスキルについて学ぶ機会も提供する。当会の村落開発ファシリテーター(CDF)が学習会をモニタリングし、教員の子どもたちへの接し方や指導法について、技術的なアドバイスをを行う。(全 3 タウンシップ)
--	---

¹² 教育学上、子どもは第一言語(家庭で話す言語)で教育を受けるのが学習効果上、最も効果的であることは実証されており、そのため、本申請事業でもカレン語での識字を想定している。一方、都市部に出来ればミャンマー語を解さないとコミュニケーションが成り立たないことなどから、本学習会で、ミャンマー語会話もニーズや状況に応じて導入することも検討する。

	● ラインブエとミヤワディ: 先行 JPF 事業で建設したコミュニティ学習センターで学習会を実施する。 ● チャインセイチ: 学習会はカレン教育局(KED)運営の学校施設等を使用する。これらの施設で夜間の学習会を開くため、ソーラーパネル¹³とソーラーを電源とする照明設備を設置する(1 村 1 ヶ所: 計 8 ヶ所)。なお、ソーラーパネル及び照明設備の清掃、照明の交換などの維持管理は原則、村の責任の下で、子ども支援グループが管理主体とするように協議を経たうえで、各事業対象村に譲渡する。また、使用開始時に、子ども支援グループ、KED の教員、学習会教員など設備使用者向けに取扱い、管理方法、不具合時の対応、保証期間中の業者への連絡方法について説明会を開く。事業終了後も維持管理がなされるよう、本事業期間を通して各村の使用者による維持管理体制を構築する。 3.6 ラインブエとミヤワディ: 1 期で学習会を修了し、既存の教育機関に編入した子どもたちに対して、編入後 3 ヶ月を目安に、子ども支援グループがフォローアップを行い、編入後の就学状況や子どもの満足度を確認する。必要に応じて「活動 1.4」の月次会合で課題を話し合い、世帯訪問を実施する等の解決策を協議する。 3.7 各事業対象村の既存の教育機関(政府・少数民族側)の教員に対して、子どもの権利と保護に関する研修を開催する。当研修においては、参加教員に対して子ども支援グループの活動についても紹介し、子ども支援グループとの持続的な連携を促進する。さらに、子ども支援グループあるいは村落開発ファシリテーター(CDF)が、「活動 3.6」で挙げられた課題の解決に向けた協議に教員の参加を促す。 3.8 各事業対象村にて、1 期に調査した子どもたちを継続して対象とし、自己肯定感と自己効力感を計測する調査を事業終了前に行う。 なお、事業活動全般にわたって当会の村落開発ファシリテーター(CDF)は、各々駐在する事業対象村にて住民の活動支援、技術支援、フォローアップに従事する。事業対象村の住民の大半が教育を受けた経験がなく、読み書きの能力が不十分であるため、問題対処や子育て啓発、学習会実施にあたっては CDF の役割が重要となる。パアンに駐在する日本人スタッフや他プロジェクト・スタッフは CDF の技術支援計画を策定し、実施する。 裨益人口:(3 年間) ● 直接裨益者数: 6,710 人(子ども支援グループのメンバー、子ども保護のサービスにアクセスする子ども、子ども会に参加する子ども、本事業に参加し子ども保護についての能力を強化する関係機関の職員、暴力を使わない子育てについて啓発セッションに参加する保護者、学習会に参加する子ども) ● 間接裨益者数: 13,349 人(事業対象村に居住する大人、子ども)
(4) 持続発展性	本申請事業は、3 年間の継続事業の 2 年目(2 期)である。本事業では、当会による 3 年間の事業終了後も活動が持続するよう、以下の点に特に注力する。 「活動 1」では、行政や少数民族組織側の関係専門機関の能力向上を図ること、子どもの保護に関する実務的なノウハウを各機関に内部化させ、本事業終了

¹³必要な機能がひととおり組み込まれているパッケージ型ソーラーパネル。当該地域では一般家庭用としても使用されており、使用及び維持管理が容易である。

	後も、関連サービスが継続的に提供されるようにする。加えて、コミュニティのメンバーと、行政あるいは少数民族組織側の専門機関の関係者を引き合わせ、双方の協働事例を生み出すことによって、各々がその必要性和有効性を理解し、継続的な連携が実現されるよう働きかける。 また、「活動2」では、保護者・養育者同士のネットワークを構築できる場を提供していくことで、地域での相互扶助的な体制の構築を目指す。 「活動3」では、学習会の修了者に既存の教育機関への編入を促していくことによって、継続的に教育を受ける機会を保障する。さらに、既存の教育機関への編入後に子どもたちが直面しがちな問題に対して、子ども支援グループが編入後のフォローアップを通じて適切に支援する経験を蓄積することで、当会の事業が終了した後も、コミュニティの力でより多くの子どもたちに教育の機会を保障できるようになることが期待できる。 そして各活動に共通して、本事業において、コミュニティ内の主要なメンバー(子ども支援グループ、子ども会、コア・トレーナー、学習会教員)については、可能な限り3年間にわたって継続して活動できる可能性が高い人材を選定することとする。 本事業は、社会福祉サービスにアクセスが困難なミャンマーの子どもたちが、より安心して暮らせる環境を、どのようにすればコミュニティの力で実現できるのかという課題にアプローチするものである。本事業で構築されたコミュニティによる、社会福祉サービスの補完的活動とコミュニティと行政機関の連携事例にかかるグッド・プラクティスを、社会福祉省・局に確実に伝えていくのみならず、カレン州全体、さらには全国の同様の状況下にある地域に対する事業モデルとなるよう情報発信していく。
5) 期待される成果と成果を測る指標	3年間の事業実施を通して期待される成果は以下の通り。 ＜期待される成果＞ 成果1: 政府側と少数民族側の関係機関との連携のもと、地域で最も弱い立場に置かれた子どもたちを保護するための支援体制が強化され、村落レベルでより適切な保護・問題への対処ができるようになる。 ＜指標＞ラインブエ・ミヤワディ ① 関連機関(政府・少数民族側組織等)の子どもの保護に関する能力強化研修への参加者数(2年目:20人) ② 75%の子ども支援グループが、子どもの保護の問題への対処に関する適切な知識を有する。(2年目:60%) ③ 75%の子ども会が、子どもの保護の問題に関する適切な知識を有する。(2年目:60%) ④ [支援体制の強化を把握することを目的として]解決した子どもの保護の問題において、60%の子どもたちが、提供された支援に満足していることを報告する。(2年目:45%) ＜指標＞チャインセイチ ① 関連機関(政府・少数民族側組織等)の子どもの保護に関する能力強化研修への参加者数(2年目:20人) ② 75%の子ども支援グループが、子どもの保護の問題への対処に関する適

	切な知識を有する。(2 年目:60%) ③ 60%の子ども会が、子どもの保護の問題に関する適切な知識を有する。(2 年目:50%) ④ [支援体制の強化を把握することを目的として]解決した子どもの保護の問題において、60%の子どもたちが、提供された支援に満足していることを報告する。(2 年目:45%) 〈指標の確認方法〉 ① 研修参加者リストの確認 ② 子ども支援グループに対する聴き取りテスト ③ 子ども会に対する聴き取りテスト ④ 子どもの保護の問題が解決した子どもたちへの聴き取り調査 成果2: 事業対象村の保護者や養育者が子どもの権利や保護、子どもの権利に根差した子育てなど、子どもの保護を脅かす問題を予防するための正しい知識やスキルを身に着け、行動に移す。 〈指標〉ラインブエ・ミヤワディ ① 75%のコア・トレーナーが、子どもの権利、子どもの保護、子どもへの暴力のない子育てに関する正しい知識を有する。(2 年目:60%) ② 保護者・養育者の子育てにおける意識が改善する(専門家により精査された質問項目の回答結果の数値がベースライン調査の結果より改善する)¹⁴。(2 年目:20%改善) 〈指標〉チャインセイチ ① 60%のコア・トレーナーが、子どもの権利、子どもの保護、子どもへの暴力のない子育てに関する正しい知識を有する。(2 年目:50%) ② 保護者・養育者の子育てにおける意識が改善する(専門家により精査された質問項目の回答結果の数値がベースライン調査の結果より改善する)。 〈指標の確認方法〉 ① コア・トレーナーのメンバーに対する聴き取りテスト ② 保護者・養育者への聴き取り調査
--	--

¹⁴保護者・養育者の子育てにおける意識の測定については、本事業では指標を簡素化し、5 つの質問項目を設定した。その上で、保護者・養育者に聴き取りを行いながら、「非常にあてはまる」、「あてはまる」、「ややあてはまる」、「あてはまらない」のうちの 4 つから回答を選んでもらい、その平均点の変化を分析することで、子育てにおける意識の推移をみる。なお、指標の設定、分析にあたっては、子どもの保護の専門家の指導を受けた。5 つの質問項目は次の通り: 1. 子どもが言ったことをしないとき、私はとても怒りを感じる。2. どんな状況でもおしりを叩くのは許されない。3. 親が子どもと交渉をしたら、親は親としての尊厳を失う。4. 親が罰を与えなければ、子どもは甘やかされる。5. 親として、私はしばしばどうしたらいいのかわからないことがある。

	成果3: 子どもたちが学習会に参加することを通じて、識字・算数能力を高め、同時に、自己肯定感、自己効力感を向上させる。 〈指標〉ラインブエ、ミヤワディ ① 学習会に参加する子どもの自己肯定感、効力感が上昇する(専門家により精査された質問項目の回答結果の数値がベースライン調査の結果より上昇する)¹⁵。(2 年目:4%上昇) ② 学習会に参加する子どもの識字能力および算数能力がそれぞれ 20 ポイント上昇する。(2 年目:平均 15 ポイント上昇) ③ 既存の教育機関に編入した子どもたちのうち、70%の子どもが、子ども支援グループのフォローアップのための世帯訪問を少なくとも一度は受ける。(2 年目:50%) 〈指標〉チャインセイチ ① 学習会に参加する子どもの自己肯定感、効力感が上昇する(専門家により精査された質問項目の回答結果の数値がベースライン調査の結果より上昇する)。 ② 学習会に参加する子どもの識字能力および算数能力がそれぞれ 15 ポイント上昇する。(学習会参加者からサンプルを抽出し、学習会の前後にアセスメントを行い、事前と事後を比較。2 年目の平均で 10 ポイント上昇) ③ 既存の教育機関に編入した子どもたちのうち、50%の子どもが、子ども支援グループのフォローアップのための世帯訪問を少なくとも一度は受ける。(編入後、世帯訪問が実施されていることを確認するため、3 年目以降に実施。) 〈指標の確認方法〉 ① 子どもへの聴き取り調査 ② 子どもへの識字と算数のアセスメント調査 ③ 子ども支援グループの活動記録
--	---

¹⁵ 自己肯定感、効力感の測定については、心理社会的な指標があり、その中から、子どもたちが字を読めない、教育を受けた経験がないという現状に鑑み、本事業では、指標を簡素化し、5つの質問項目を設定した。その上で、子どもたちに聴き取りを行いながら、「非常にあてはまる」、「あてはまる」、「ややあてはまる」、「あてはまらない」のうちの4つから回答を選んでもらい、その平均点の変化を分析することで、自己肯定感と効力感の推移をみる。なお、指標の設定、分析にあたっては、心理社会ケアの専門家の指導を受けた。5つの質問項目は次の通り: 1. 村の行事に参加したい。2. 村に住んでいて幸せ。3. 村のために何かしたい。4. 自分が大切だと思う。5. 友達といっしょに村の問題を解決したい。